タ　電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（ホに掲げる物を除く。）	A三〇三〇
レ　電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	A三〇四〇
ソ　ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	A三〇五〇
ツ　電気マッサージ器	A三〇六〇
ネ　ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	A三〇七〇
ナ　電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	A三〇八〇
ラ　蛍光灯器具その他の電気照明器具	A三〇九〇
ム　電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	A三一〇〇
ウ　携帯電話端末、ＰＨＳ端末その他の無線通信機械器具	A三一〇〇
ヰ　ラジオ受信機又はテレビジョン受信機（ヘに掲げる物を除く。）	A三一〇〇
ノ　デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具	A三一〇〇
オ　デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	A三一〇〇
ク　パーソナルコンピュータ	A三一二〇
ヤ　プリンターその他の印刷用電気機械器具	A三一三〇
マ　ディスプレイその他の表示用電気機械器具	A三一四〇
ケ　電子書籍端末	A三一五〇
フ　電子時計又は電気時計	A三一六〇
コ　電子楽器又は電気楽器	A三一七〇
エ　ゲーム機その他の電子玩具又は電動式玩具	A三一八〇
テ　給湯器	A三一九〇
ア　配電盤	A三二〇〇
十九　附属書Ⅲの特性を有する程度に、コールタール、五十ｐｐｍ以上のＰＣＢ、鉛、カドミウムその他有機ハロゲン化合物その他別表第五若しくは別表第六に掲げる物を含み、又はこれらにより汚染されたプラスチックで被覆され、又は絶縁された金属ケーブル	A一一九〇

二　無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一　ブラウン管その他これに類するガラスのくず	A二〇一〇
二　液状又は泥状の無機ふっ素化合物（別表第三の二の項第七号に掲げる物を除く。）	A二〇二〇
三　触媒（一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十四号又は第十五号に掲げる物を除く。）	A二〇三〇
四　化学工業の反応の過程から生ずる石膏であって、別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの	A二〇四〇
五　石綿（粉じん又は繊維状のものに限る。）	A二〇五〇
六　石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの	A二〇六〇
三　有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物	
一　石油コークス又はピチューメンの製造又は処理に伴い生ずる物	A三〇一〇
二　当初に意図した使用に適しない鉱油又はこれを含む空気圧縮機（冷却装置を有するものに限る。）	A三〇二〇

三　鉛アンチノック剤を含む物	A三〇三〇
四　熱交換用媒体として使用された液体	A三〇四〇
五　樹脂等の製造、調合又は使用に伴い生ずる物（別表第三の四の項第二号に掲げる物を除く。）	A三〇五〇
六　ニトロセルロース	A三〇六〇
七　液状又は泥状のフェノール又はフェノール化合物（クロロフェノールを含む。）	A三〇七〇
八　エーテル類（別表第三の三の項第十七号に掲げる物を除く。）	A三〇八〇
九　革のダスト、灰、汚泥又は粉（駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	A三〇九〇
十　革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず（駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	A三一〇〇
十一　獣皮のくず（病毒を移しやすい物質若しくは駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物に該当するものに限る。）	A三一一〇
十二　シュレッダーダスト	A三一二〇
十三　有機燐化合物	A三一三〇
十四　有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く。）	A三一四〇
十五　ハロゲン化された有機溶剤	A三一五〇
十六　有機溶剤の回収作業に伴い生ずる非水溶性の蒸留残渣	A三一六〇
十七　ハロゲン化された脂肪族炭化水素の製造に伴い生ずる物	A三一七〇
十八　ＰＣＢ、ＰＣＴ、ポリ塩化ナフタレン（別名ＰＣＮ）又はポリ臭化ビフェニル（以下「ＰＢＢ」という。）若しくはこれらに類するポリ臭化化合物を五十ｐｐｍ以上含む物	A三一八〇
十九　有機物の精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残渣（アスファルトセメントを除く。）	A三一九〇
二十　道路の建設又は維持から生ずるタールを含む歴青物	A三二〇〇

四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一　医薬品の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物（別表第三の三の項第十一号ハに掲げる物を除く。）	A四〇一〇
二　医療又はこれに関連する行為に伴い生ずる物（医療、看護、歯科治療、獣医科治療若しくはこれらに類する行為に伴い生ずるもの又は患者の検査若しくは治療若しくは研究に伴い病院その他の施設から生ずるものに限る。）	A四〇二〇
三　駆除剤若しくは植物の生理機能の増進若しくは抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（以下「植物用薬剤」という。）の製造、調合若しくは使用に伴い生ずる物又は殺虫剤若しくは除草剤であって、不良品であるもの、製造者が定める使用期間内に使用されなかったもの若しくは当初に意図した使用に適しないもの	A四〇三〇
四　木材保存のために用いられる防腐剤、防虫剤その他の薬剤（以下「木材保存用薬剤」という。）の製造、調合又は使用に伴い生ずる物	A四〇四〇
五　次に掲げる物	A四〇五〇
イ　無機シアン化合物を含む物（別表第三の一の項第十六号に掲げる物を除く。）	
ロ　有機シアン化合物を含む物	
六　油と水若しくは炭化水素と水との混合物又は乳濁液	A四〇六〇